

第5回紀の川市水道事業 運営審議会

資 料

日 時：平成30年3月26日（月）午後1時30分～

場 所：紀の川市役所4階402中会議室

紀の川市水道部

会 議 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 協議事項

(1) 審議のとりまとめについて

4. その他

5. 閉 会

○紀の川市水道事業運営審議会委員・事務局職員名簿

◇委員名簿

区 分	ふりがな 氏 名	所 属 等
学 識 経 験 者	にとう のぶ まさ 仁 藤 伸 昌	近畿大学生物理工学部地域交流センター 長
学 識 経 験 者	せん だ ひろむ 千 田 弘	元桃山町助役
学 識 経 験 者	たむら よし お 田 村 佳 央	元紀の川市水道部長
水道使用者代表	よこやま きた お 横 山 定 雄	打田区長会会長
水道使用者代表	なか もと とし ゆき 中 本 智 幸	粉河地区
水道使用者代表	う の こう さく 宇 野 耕 作	那賀地区
水道使用者代表	と なか いさむ 戸 中 勇	桃山地区
水道使用者代表	やま だ もり ひこ 山 田 守 彦	貴志川地区
水道使用者代表	のむら そう ご 野 村 壮 吾	紀の川市立地企業連絡協議会会長
水道使用者代表	たか だ りょうへい 高 田 亮 平	紀の川市商工会会長
水道使用者代表	ほり あつ こ 堀 貴 己	那賀町商工会女性部部長
水道使用者代表	やま もと す み 山 本 寿 美	紀の川市婦人団体連絡協議会会長
水道使用者代表	みぎ うめ や よ 右 梅 八 世	紀の川市更生保護女性会会長
水道使用者代表	わき た やす み 脇 田 保 美	J A紀の里かがやき部会会長

◆事務局職員

役 職	ふりがな 氏 名	備 考
水道部部长	みぞ がみ たか し 溝 上 卓 史	
水道部技監	うえ なか かつ ひこ 上 中 勝 彦	
水道総務課長	くり もと むね ひこ 栗 本 宗 彦	
水道工務課長	か やま よし や 加 山 与 志 也	
水道技術管理者	なが おか まさ ひと 長 岡 政 仁	
水道総務課主幹	おか の かず ひこ 岡 野 和 彦	
水道総務課主幹	かめ い あき ひこ 亀 位 晃 彦	
水道工務課主幹	なか たに けん いち 中 谷 健 一	

(1) 審議のとりまとめについて

□ 条例の制定について

紀の川市水道事業運営審議会条例

平成28年3月25日

条例第5号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、紀の川市水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行い、これを答申するものとする。

- (1) 水道事業の運営に関すること。
- (2) 水道加入金に関すること。
- (3) 水道使用料に関すること。
- (4) 水道の普及促進に関すること。
- (5) その他市長が水道事業上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 水道使用者代表
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任はこれを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

□ 市長の諮問について

28紀水総務発第253001号

平成28年12月9日

紀の川市水道事業運営審議会
会長 様

紀の川市長 中村 慎司

紀の川市水道事業運営の今後の方向性について（諮問）

紀の川市水道事業運営審議会条例（平成28年3月25日条例第5号）第2条に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を伺います。

記

1. 諮問事項

紀の川市水道事業運営の今後の方向性について

2. 諮問趣旨

本市の水道事業の状況は、平成17年11月7日に旧5町による市町村合併が行われ、旧5町で異なっていた水道料金を平成22年4月1日に統一し、現在まで運営を行っています。

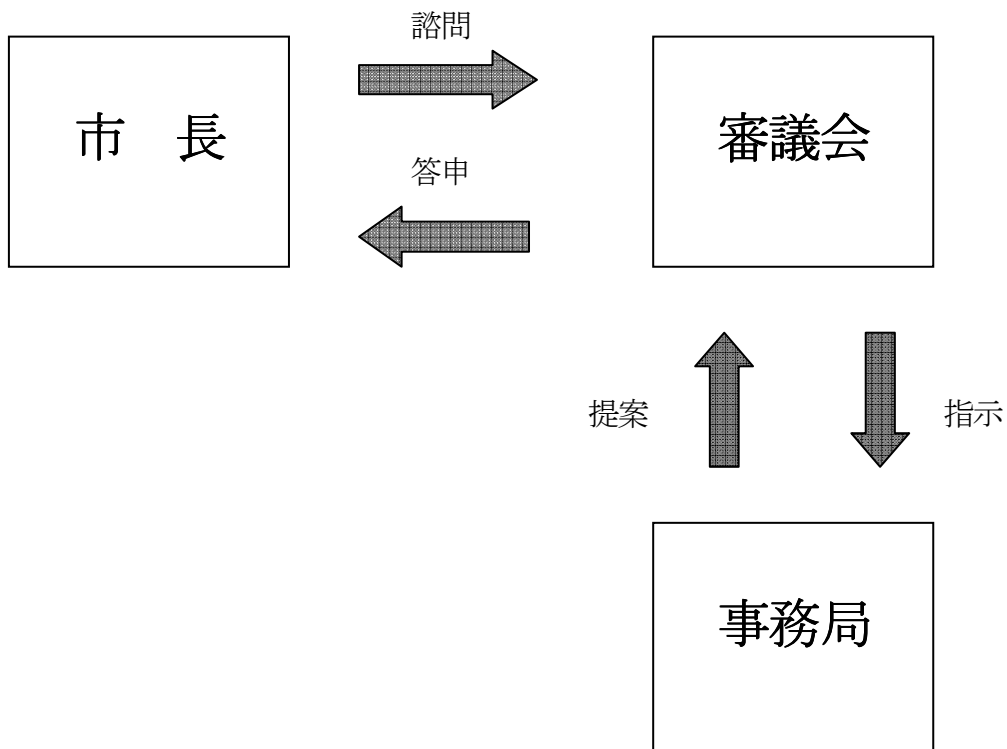
しかしながら、前回の料金改定が料金統一を最優先した料金水準設定としたこと、また人口の減少や節水型機器の普及などにより水道使用量が減少し、水道料金収入が減少傾向にあります。さらに今後昭和30年代から50年代に創設された多くの水道施設や管路が老朽化し、順次耐用年数を迎えることから、更新には多大な費用がかかることが想定され、水道事業の経営環境は大変厳しい状況となることが予想されます。

このような実情を踏まえ、安全・安心な水道水の安定供給と、継続し健全経営を行うため水道事業運営の今後の方向性について審議いただき、貴審議会に意見を求めます。

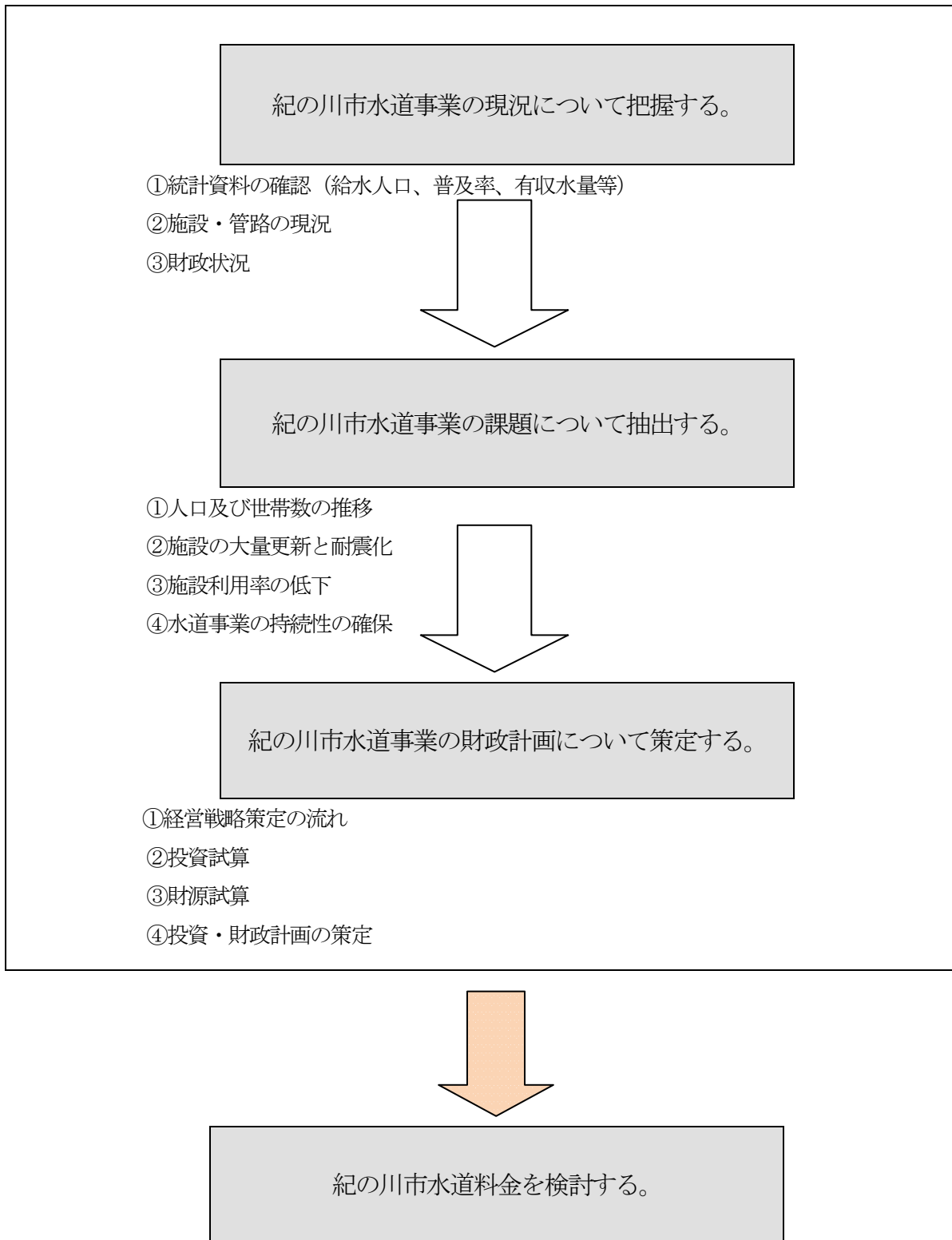
□ 審議会の運営方針について

審議会では、紀の川市水道事業運営審議会条例第2条の規定に基づき、次に掲げる事項について、調査及び審議を行うものとする。

- ・ 水道事業の運営に関すること。
- ・ 水道加入金に関すること。
- ・ 水道使用料に関すること。
- ・ 水道の普及促進に関すること。
- ・ その他市長が水道事業上必要と認める事項に関すること。



各事項に係る協議フロー
(水道事業の運営、水道使用料)



使用料金を改定する場合

- ①水道料金の現状と将来見通し
- ②使用料金の改定金額
- ③使用料金の改定の時期

□ 審議経過について

・第1回審議会（平成28年12月9日）

協議事項

- (1) 運営方針について
- (2) 紀の川市水道事業の概要について
- (3) 平成27年度紀の川市水道事業の決算について
- (4) 紀の川市水道施設の概要について

● 主な意見、質問等

- ・水道事業の収支は独立採算が基本であると思います。
- ・水道事業全体で構想を持っていることを示して頂き、市民が納得できるような構想で欲しい。
- ・水道料金については、値上げありきではなく、合理化努力で生産コストを減らして欲しい。

・第2回審議会（平成29年2月10日）

施設見学会

- (1) 花野浄水場
 - (2) 登尾配水池
 - (3) 粉河浄水場
 - (4) 荒見浄水場
 - (5) 穴伏浄水場
- ・水質による浄水処理方法の違いについて、長所、短所、特色を説明しながら施設を見学し、理解を深めました。

・第3回審議会（平成29年8月28日）

協議事項

- (1) 平成29年度紀の川市水道事業会計予算の概要について
- (2) 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算の概要について
- (3) 紀の川市水道事業の分析と課題について

● 主な意見、質問等

- ・10m³、20m³使用した場合の水道料金について、紀の川市と類似する団体との比較をして欲しい。
- ・単純に経費が増えるから負担を増やすことはどうかと思います。
- ・多くの施設をどうしていくのか。ランドデザインを市として持っていただきたい。
- ・耐震化が遅れているのは残念であるが、管路改修と併せて取組んで欲しい。

- ・近隣市町村との配水施設の相互利用、ネットワーク化などに取組んで欲しい。
- ・予算と決算の乖離がどれだけあるか教えていただきたい。
- ・施設個々の分析が必要であり対策していかなければならないため、どの浄水施設が赤字であるのか分析をして欲しい。
- ・水道管の劣化等把握して欲しい。
- ・現金ベースで毎年1億5千万円ほど減っていくように思います。
- ・施設の老朽化に対応していただきたい。

● 第4回審議会（平成29年10月31日）

協議事項

- （1）平成28年度紀の川市水道事業会計決算の概要について
- （2）平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計決算の概要について
- （3）紀の川市水道事業運営の今後の方針について

● 主な意見、質問等

- ・起債残高を減らそうと努力せず、現金預金を減らさないような運営を考えて欲しい。
- ・施設全体の老朽化が進む中で安定して水を送り続けるという計画を強く意識して事業に取り組んでいただきたい。
- ・料金の値上げについて遅れば遅れるほど上げ幅が大きくなってしまいうようなことをできるだけ避けて数年に1回の見直しということで検討して続けていただきたい。
- ・単年度黒字で、20億円の内部留保金がある中で、値上げをする必要はないと思います。
- ・極力現状の料金でおさえてもらいたい。
- ・値上げの無い改善策を協議させていただきたい。

□ 適正な水道料金について

① 過去の取組内容について

過去の取組

平成21年6月29日に「紀の川市水道事業に係る水道料金等について」を紀の川市水道料金制度審議会に諮問しました。

審議会	諮問事項	<p>1. 水道料金等の統一を含む見直しについて</p> <p>2. 料金改定の実施時期を平成22年4月使用分からとする。</p>
	諮問理由	<p>水道料金については、「水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。」という合併協定に基づき、合併後様々な角度から検討し、メーター使用料は平成18年度から無料とし、また、料金については平成22年4月から統一との方向で、更なる検討を重ねてまいりました。</p> <p>しかしながら、旧5町の水道料金格差が非常に大きい状態での料金統一となること、また加入分担金や簡易水道使用料に関しても併せて統一を含めた見直しをすべきものと考えられるため、水道料金体系、料金算定基準などの総合的に検討していただき、意見を伺うものです</p>
	答 申	<p>平成21年11月26日に「水道料金等の一元化について」について答申する。</p> <p>1. 基本方針について</p> <p>(1) 料金統一の必要性</p> <p>5町の料金を継続しているが、1市1制度が原則であるため料金統一が必要である。また、簡易水道事業等については、平成28年度までに上水道事業に統合する必要性が生じていることから、簡易水道料金についても上水道料金の統一に併せて統一することが必要である。</p> <p>(2) 用途別料金体系から口径別料金体系への変更の必要性</p> <p>公平性と合理性確保のため、用途別料金体系から口径別料金体系への変更が適当である。</p> <p>(3) 料金統一を最優先とした料金水準設定の必要性</p> <p>水道事業は独立採算が経営原則である。したがって本来は、料金統一後においても現行水準程度の給水収益の確保が望まれる。しかし、現行の用途別料金体系を統一するにあたっては、現行の料金負担に比べて大幅な負担増加となる需要家の発生を避けられない。このため市民生活への影響が大きく、料金統一に向けた市民の合意形成は図りたいと予想され、今回の目的である料金統一を果たすためには、小口需要家の負担の増加を</p>

極力少なくする料金水準とする必要がある。

(4) 算定期間終了前における料金適正化の検討の必要性

新料金案における財政見通しは、料金統一を最優先とした料金水準設定としたため、平成24年度決算から収益的収支の赤字発生が見込まれており、このままでは水道事業経営の健全性を損ね、将来世代に負担を先送りしてしまう可能性がある。また、現行程度の給水収益を確保するためには、新料金案において見込まれる給水収益から1割程度の改正が必要になる。そのため、新料金案の算定期間（平成22年4月から27年3月）終了前の段階において、速やかにかつ確実に料金の適正化に関する審議会を設置し、料金の適正化について調査及び審議する必要がある。

2. 新料金案について

基本方針に基づき、次のとおり統一新料金案とすることが望ましい。

< 水道料金表 >

区分用途	メーターの口径	基本料金(円)	従量料金(1m ³ につき) (円)				
			1m ³ ~10m ³	11m ³ ~20m ³	21m ³ ~30m ³	31m ³ ~40m ³	41m ³ 以上
一般用	13mm	1,000	40	150	170	180	200
	20mm	1,000					
	25mm	1,600					
	30mm	2,300					
	40mm	4,000					
	50mm	6,200					
	75mm	13,900					

答 申

新旧水道料金比較
(20m³使用した場合)

◇下表のとおり平成22年度の料金改定は、市内の料金を統一することを最優先としたため、旧町別で見るとほとんどの地域において実質的に値下げとなりました。

旧町名	改定前	改定後	改定率
打田町	3,310円	2,900円	△12.4%
粉河町	4,350円	2,900円	△33.3%
那賀町	3,640円	2,900円	△20.3%
桃山町	3,700円	2,900円	△21.6%
貴志川町	2,620円	2,900円	10.7%

*ただし、一般家庭用で口径13mmを使用した場合

② 紀の川市水道事業の現状分析と課題について

現状分析

紀の川市水道事業の現状を分析し、長期にわたり持続可能な水道事業を運営していくための課題を検討しました。

水需要	有収水量	人口減少により年々減少します。 平成47年度までに11.9%減（対H27実績）
経営状況	料金回収率	全国平均を下回っています。 紀の川市103.1% 全国平均104.6% 県平均111.7%
	企業債残高	全国平均を大きく上回っています 紀の川市709%（対給水収益） 全国平均283% 県平均460% 企業債残高：約72億円（平成30年4月1日簡易水道統合時）
必要更新費 （現状資産規模に対する）	施設・設備更新費	約380億円
	管路更新費	約870億円
	合計	約1,250億円
課題・問題点	施設・設備・管路	耐震化が全国平均を下回っています。 老朽化については、今後、飛躍的に法定耐用年数を超過します。
	施設更新費用	現状の施設に対する更新費が莫大です。
	施設規模	水需要が減少する中で施設規模を検討する必要があります。
	負債	企業債借入残高が他事業体と比較してきわめて大きい状況です。
	経営	給水収益の減少・施設老朽化・平成30年度簡易水道統合により経営状況の悪化は必然です。

③ 紀の川市水道事業の経営戦略について

経営戦略

現状分析から持続可能な水道事業を確保していくために次の経営戦略を策定します。

1. ダウンサイジング	約40億円 費用削減	50年後の水需要に見合う施設規模にダウンサイズを考慮する。
2. 施設延命化	約610億円 費用抑制	随時修繕を行い可能な限り施設の延命化を図ることを前提とし、施設の法定耐用年数を1.5倍から3倍超に設定する。
3. 施設更新費縮小	約650億円縮小 投資額の縮小	ダウンサイズ及び施設の延命化による更新費用の削減により約1,250億円から約600億円に縮小します。
4. 財政健全化策	財政健全化対策①	適正な水道料金水準について検討する。
	財政健全化対策②	建設改良更新費に対する起債充当率を50%~75%に抑制し、平成48年度末までに現状の企業債残高40億円を目標値とする。
	財政健全化対策③	財政破綻とならないため、平成48年度までに継続して内部留保資金10億円維持を目標値とします
	財政健全化対策④	基幹管路の更新事業等国の交付金又は補助金を有効活用し、投資費用を抑制する。
5. 計画期間	期間調整	計画期間50年を2分し、最初の20年を短期計画期間、残りの30年を中長期計画期間とし、短期計画として「90億円」の投資を計画する。

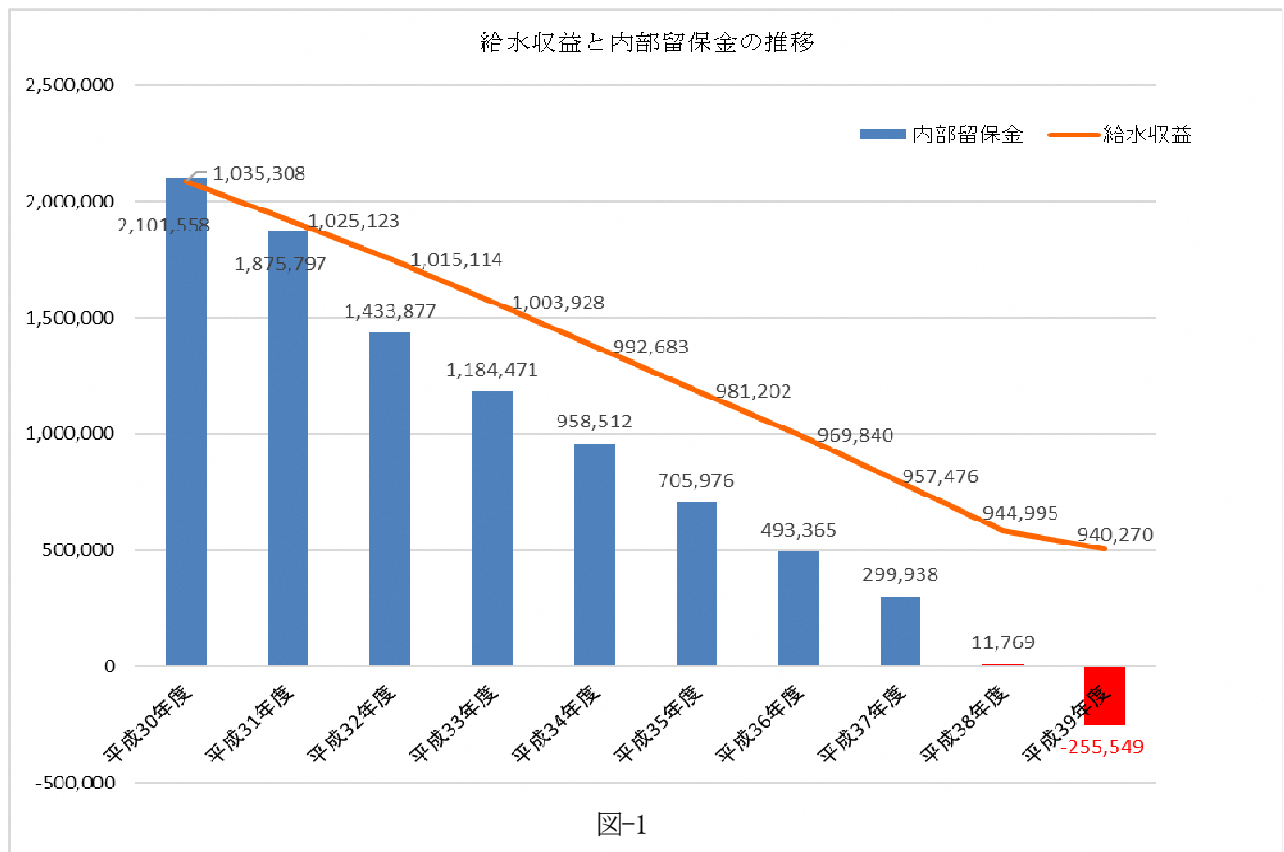
④ 紀の川市水道事業の経営判断について

経営判断

短期計画として90億円の投資事業を行うにあたり水道料金の改定が必要
 要です。

投資計画	短期計画： 90億円 中長期計画：510億円 計600億円
財源計画	必要料金改定率20%前後

料金改定をしなかった場合	平成32年度：収益的収支が赤字 平成34年度：内部留保資金が10億円を下回り経営危機 平成39年度：内部留保資金がマイナスに転じ、財政破綻
--------------	---



□ まとめ：審議会を振り返って今後の紀の川市の水道事業経営について

第1回から委員の皆様には、紀の川市の水道事業の現状や課題を説明させていただきました。

紀の川市水道事業を取り巻く環境は、やはり全国的にもみられる人口減少が、当市においても顕著にみられ、今後も人口減少に歯止めがかからない状況で、これに伴い水道料金収入も減少し、経営の悪化が予想されています。

また、紀の川市の水道施設の老朽化の状況は、その多くが高度成長期に整備されているため、これから数十年にわたり更新のピークを迎えることとなります。

さらに、防災対策として、耐震事業も同時に行って安心で安全な水道を確保していくことが重要な課題となっています。

このような状況の中、すべての事業を行うことは水道事業の財政破綻を招くことになるため、最も優先すべき機械設備や耐震事業に順次取り組み、今後の直近20年間において約90億円の必要最小限の更新事業を整備していくことを提案させていただきました。

これらの更新事業を行ううえでは、水道会計における内部留保金をできるだけ使用していくこと望ましいことですが、現在の積み立て状況では、13ページの(図-1)のとおり平成34年度には資金10億円を割り込み財政難に陥ることになってしまいます。もちろん、必要な更新であれば、一般会計の税収入を出資してもらえるよう協議もできますが、一般会計においても、今後少子高齢化に対応した高度な行政サービスが求められる中でそのサービスの一部を削ってまでも水道事業を支援することは、行政サービスの低下を招くことになり大変難しい問題となってしまいます。またそれなら水道事業における借金(起債)をすればいいと思いますが、それはその負担を次世代に先送りしているだけで、結局は経営が行き詰ることになってしまいます。逆に、いま更新事業も行わずそのままの経営を続ければ、紀の川市の水道施設は確実に“高齢化”を招きその機能に支障が生じ、皆様の日常生活に多大なご迷惑をおかけすることになってしまいます。

したがって、やはりある一定の水道料金について受益者様にご負担いただくことはやむをえない状況で、その適正料金の設定について来年度皆様のご協力を得ながら審議して参りたいと考えています。

最後に、水道事業は、私たちの生活に必要な不可欠なインフラサービスであります、その反面24時間365日絶え間なく提供され続けていることから、日常生活においてその恩恵を実感することは難しいものです。しかし、一方でひとたび大地震等の自然災害が発生し、甚大な被害に見舞われるとそのありがたさを痛感することになります。

このような大切な水道事業の資産(水道施設)を次の世代まで引き継いでいくことが私たちの使命であり、受益者様のご理解とご協力いただきながらこの水道事業が持続可能なものとなるよう経営して参りたいと思います。